

令和7年2月26日受理  
(総務企画常任委員会)

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出に関する  
請願書

請願者 一般社団法人あすには  
代表理事 井田 奈穂

紹介議員 高 木 宏 樹  
甲 斐 俊 光  
日 暮 俊 一  
坂 卷 宗 男  
山 下 佳 代  
島 田 安 子  
江 川 克 哉  
岩 井 康  
海 津 にいな  
芝 田 真 代  
内 田 美恵子  
茅 野 理  
西 垣 一 郎  
豊 島 庸 市  
船 橋 優

件名 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出に関する請願書

要旨

国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書を、我孫子市議会から提出してください。

理由

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、必ず一方が改姓する必要があります。双方が改姓を望まない場合は、どちらかが生まれ持った姓を諦めるか、婚姻を諦めるかの二者択一を迫られることとなります。選択的夫婦別姓制度は、同姓を望むカップルは引き続き夫婦同姓で婚姻できる一方で、二人とも婚姻前の姓を維持したいカップルは夫婦別姓を選べるようにするものです。現在、結婚に際して夫婦同姓を義務づけている国は世界で日本だけであり、これにより様々な問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組みを進めていますが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていません。また、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクを増大させる等の理由により、経済団体からも選択的夫婦別姓の法制化を望む声が上がっています。もとより、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはなりません。

最高裁判所は平成27年の最高裁判決に続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲としましたが、選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」としています。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえた上で議論を活性化することが、国の責務と考えます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおりお願いいたします。

我孫子市議会議長 様

請願第9号

令和7年2月26日受理  
(教育福祉常任委員会)

「国民健康保険財政への国庫負担の増額などを求める意見書」の  
提出を求める請願

請願者 我孫子市湖北台7-3-16-403  
早川十郎

紹介議員 船橋 優

件名 「国民健康保険財政への国庫負担の増額などを求める意見書」の提出を  
求める請願

要旨

以下の三項目について、国へ意見書の提出を求めます。

1. 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めること
2. 国民健康保険税（料）は応能負担を原則とし、均等割・平等割保険税（料）は廃止すること
3. 18歳までの均等割保険税（料）を免除すること

理由

2023年度、我孫子市の国民健康保険税（料）が平均7,500円、2024年度も平均4,500円値上げし、来年度も多額な値上げの提案がされています。3年連続の大幅値上げは、生活を圧迫する重大な提案です。支払い能力を越えた高すぎる国民健康保険税（料）は、我孫子市でも約2割の滞納世帯があり、生活を苦しめています。物価高騰など、暮らしの困難が強まっている今、これ以上国民健康保険税（料）が引き上げられれば、国民健康保険税（料）を払いたくても払えない、医者にもかかれないう方たちが増え、国民皆保険制度そのものが形骸化されてしまうことになりかねません。

1961年に開始された国民健康保険制度は、社会保障として国民皆保険制度を実現し、国民の命と健康が守られてきました。国民健康保険には、事業主負担がないため、国が国庫負担を定めてきました。発足当初、総医療費の45%（給付費の約60%）あった国庫負担は、1984年の国保法改定により、総医療費の38.5%（給付費の50%）に削減され、地方自治体の国保財政を圧迫する大きな要因となってきました。

さらに、2018年度から始まった都道府県単位化（広域化）による「法定外繰入の解消」や「保険税（料）水準の統一」が、国民健康保険税（料）の引き上げに拍車をかけています。

現在国は、低所得の方々の国民健康保険税（料）軽減措置として、全国知事会等との協議の結果、毎年3,400億円の財政支援をおこなっていますが、全国知事会、市長会それぞれから、更なる公費の投入が必要との要望が出されています。社会保障の一環としての国民皆保険制度を守り、市民の命と暮らしを守るために、これ以上国民健康保険税（料）の値上げをしなくても済むように、国に対して国庫負担の増額などを求める意見書を提出していただけますよう、請願いたします。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおりお願いいたします。

我孫子市議会議長 様

《継続審査》  
陳情第2号

令和6年11月12日受理  
(総務企画常任委員会)

政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を  
求める陳情

陳情者 パワハラから職員を守る千葉県民の会  
安藤賢二 外1名

件名 政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を  
求める陳情

## 要旨

①議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、「庁舎内での営業禁止の原則」、「政治的中立性への配慮」、「各自治体の調査結果により、ハラスメントを生じさせる可能性が高いこと」等から、庁舎内においては原則禁止であることを確認してください。

②庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象であること」もしくは、「許可の対象とすること」を行政と議会の双方で確認してください。議員も庁舎管理規則の対象であると考えため、もし議員が庁舎内で政党機関紙勧誘を希望する場合は、行政の許可証を必ず申請することを義務付けてください。

③「政党機関紙の勧誘行為」について、議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可・不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」や必要事項を、再度アンケート等を通して収集し、判断材料としてください。

## 理由

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会70か所以上で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されました。

「パワハラから職員を守る千葉県民の会」として「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書」を千葉県内の市町村に出して、令和6年6月議会で千葉市、さらに9月議会では大網白里市、四街道市、東金市、香取市の各市や神崎町、九十九里町で「県民の会」の陳情を採択していただきました。大網白里市では採択を受け、市管理職へのアンケートを通じた実態調査を実施しました。

我孫子市にも9月議会に出す予定でしたが、市がアンケート調査を実施することによって結果を待っておりました。ウェブサイト公開された結果を拝見しましたが、7割（58人）が心理的圧力を感じている実態がありました。そこには、勧誘時に「契約書」が存在しない事、そのため契約期間も存在せず、一度購読し始めると断れずに購読し続けてしまう状況など、驚愕の結果が出ておりました。

さらに執務室への配達、執務中の集金など民間企業ではありえない実態を知り、陳情を出すことにしました。

同じく柏市が大規模なハラスメント調査（令和5年4月）を実施、「政党機関紙

の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになりました。その後、「柏市議会ハラスメント防止条例」を成立させて、改善へと大きく舵をきりました。

「県民の会」で調べて、実態調査を19以上の自治体で行われていますので、参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）にのぼっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施で明らかになっております。

議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」、「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、家庭での大きな経済的負担にもなっています。

市長は、アンケートの集計結果を当該政党に渡し、購読意思を十分確認してから契約をするよう申し入れたとお聞きしています。一定の改善は期待できますが、次第に曖昧になることも懸念いたします。今後の再発防止のために、当会から要旨の3項目を強く要望いたします。

我孫子市議会議長 様